

## 意見の申立て及びその対応

学部・研究科等番号・名称：1教養学部

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目】</b>            I 教育水準            4 学業の成果  <b>【判断理由】</b></p> <p><b>【原文】</b>            「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、授業科目で考查を受けた学生における不合格者の占める比率が5%に満たない一方、標準修業年限内での卒業・修了率は62.1%にとどまっている。これを、卒業論文を重視し、一定の水準を要求しているとも解釈できるが、授業科目の単位認定の在り方及び卒業論文執筆に向けてのカリキュラムや指導体制に問題がある可能性もある。提出された現況調査表の内容では、教養学部が想定している関係者の期待される水準にあるとは言えないことから、期待される水準を下回ると判断される。            「学業の成果に関する学生の評価」については、・・・（中略）・・・期待される水準を上回ると判断される。            以上の点について、教養学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、教養学部が想定している関係者の「期待される水準を下回る」と判断される。</p> <p><b>【申立内容】</b>  <b>【修正文案】</b>の通り変更願いたい</p> <p><b>【修正文案】</b>            「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、授業科目で考查を受けた学生における不合格者の占める比率が5%に満たない一方、標準修業年限内での卒業・修了</p>	<p><b>【対応】</b>            意見を踏まえ、判定と判断理由の一部を修正する。</p> <p><b>【理由】</b>            大学情報データベースを確認のところ、意見のとおりであったため、以下のとおり修正する。</p> <p>○判断理由            「「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、授業科目で考查を受けた学生における不合格者の占める比率が5%に満たない一方、標準修業年限内での卒業・修了率は62.1%にとどまっている。提出された現況調査表の内容では、指導体制の記載がないが、この状況は、卒業論文を重視し、一定の水準を要求していると思われる。以上のことから、期待される水準にあると判断される。            「学業の成果に関する学生の評価」については、・・・（中略）・・・期待される水準を上回ると判断される。            以上の点について、教養学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、教養学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。」</p> <p>○判定            「4. 学業の成果」の判定を以下のとおり修正する。            「期待される水準にある」</p>

率は 62.1%にとどまっているが、これは卒業論文を重視し、一定の水準を要求していると解釈できることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、・・・（中略）・・・期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、教養学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、教養学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

### 【理由】

現況調査表（III. 教育方法 観点「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」）で述べているとおり、本学教養学部では概論や特殊講義といった講義形式の授業のほかに、研究法・実習・演習など学生の自主的な予習と教員の個別指導とを前提とした授業が多く設けられ、特色ある授業科目として挙げている「卒業論文演習」は卒業論文の作成を支援する専門科目で、教員が集中的に個別指導を行なっており、本学部における卒業論文執筆に向けてのカリキュラムや指導体制に問題がある可能性があるとは言えない。さらに、大学情報データベース（資料A1-2006データ分析集：No.17. 1. 1. 1卒業・修了状況）による本学部の標準修了年限内卒業・修了率62.1%は、全国平均値58.8%を上回る数値となっている。

以上の理由により、当該観点及び分析項目の判断は「期待される水準にある」が妥当であると考えるため。

学部・研究科等番号・名称：9 理工学研究科

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目】</b>            II 質の向上            1 質の向上度</p> <p><b>【原文】</b>            当該組織から示された事例は4件であり、<u>その中で「改善、向上しているとはいえない」と判断された事例があった。</u>            該当する事例の判断理由は以下のとおりである。            ○「4大学連携先進創生情報学教育研究プログラム」（情報システム工学コース）については、平成20年度から実施のプログラムであり、現段階では判断できない点で、改善、向上しているとは言えないと判断される。</p> <p><b>【申立内容】</b>  <b>【修正文案】</b>の通り変更願いたい</p> <p><b>【修正文案】</b>            当該組織から示された事例は4件であり、<u>1件については、現段階では判断できない事例であるが、その他3件は、「大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している」または「相応に改善、向上している」と判断された。</u>            該当する判断ができない事例は以下のとおりである。            ○「4大学連携先進創生情報学教育研究プログラム」（情報システム工学コース）については、平成20年度から実施のプログラムであり、現段階では判断できない。</p> <p><b>【理由】</b>            平成20年度以降の取組みは、今回の評価</p>	<p><b>【対応】</b>            原案のとおりとする。</p> <p><b>【理由】</b>            意見の内容は、平成20年度以降の取組に基づくものであり、現段階では、当該取組は改善、向上しているとは言えないと判断されるため。</p>

の対象としないことなので、「現段階で判断できない」ことを理由に、「改善、向上しているとは言えない」と判断するのは適当ではないため。